



氏長者光源氏と二条東院

木下, 新介

(Citation)

國文論叢, 57:114-127

(Issue Date)

2021-11

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100477491>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100477491>



氏長者光源氏と二条東院

木下新介

序

須磨明石への流離の後、都に帰還した光源氏は、権大納言として政界に復帰し、自身が後見する冷泉帝の即位により内大臣へと昇進する。「世の中の事、ただなかばを分けて、太政大臣、この大臣の御ままなり」(濔標・②三〇一頁)¹と語られているように、同じく政界復帰を遂げた太政大臣とともに、今や廟堂中枢の両翼を担うほど、見事な復活を果たしたのであった。光帰京後の政治的動静を語る文脈の間隙に差し挟まれる形で、二条東院造営のことが語り出される。

二条院の東なる宮、院の御処分なりしを、二なく改め造らせたまふ。(濔標・②二八四―二八五頁)

「院の御処分」とあることから推して、賢木巻の桐壺院崩御以降、遅くとも須磨流離以前には既に光源氏の伝領する邸第となっていたと思しい二条東院は、ここで改築のことが語られるとともに初めてその存在が明かされるのであった。

二条東院に関しては既に先学諸氏により数多の論考が積み重ね

られてきた。その主な論点は、少女巻で新造落成する六条院への構想の変更に關してであったと言えよう²。当初二条東院入りを予定されていた明石の君が入居を峻拒し続け六条院に入ること、花散里が二条東院入居からわずか四年後には六条院に移ること、またそもそも邸宅規模の相違の割に両者の工期が不自然であることなどは、確かに構想の変更をうかがわせるに足るものがある。ただし、構想上問題視された明石の君や花散里の入居問題を一旦脇に置くならば、子息夕霧の学問の場となり、源氏と往昔一夜の逢瀬をかわしたとはいえ、本来表向きは関係性の乏しい後家空蟬尼君の仏道の場ともなるなど、六条院と異なる二条東院の独自性もまた否定しえないと思われる。こうした一見奇異とも思える二条東院の邸宅としての在り方は、物語の中心的舞台としての役割を六条院に委譲した後、構想上放擲された邸のそれとして看過してしまうことは出来ないのではなからうか。また、なぜ光源氏が帝都復帰後でもないこの時期に新たな邸宅の改築造営を企図するのかは、史上邸宅の造営が権力示威の視覚的表現であったことを踏まえても、なお追尋すべき問題が残されているよう。

二条東院の内実を問うためにも、改めて従来とは異なる観点から二条東院の意義について考えなおしてみたいのである。

一 澁標卷の光源氏

如上の問題を考えるに先だって、まず澁標卷での台閣の構成を確認し、光源氏の政治的な位置を把握しておきたい。

太政大臣位から見ていくと、明石巻で朱雀帝の外祖父右大臣が、薨去する際に初めて太政大臣になっていたことが明かされる。その後、澁標卷での光の任内大臣のくんだりで致仕大臣が太政大臣となっているので、「則闕の官」³とされる太政大臣位はその間空位であったと考えてよい。

次に、便宜上右大臣位から確認すると、明石巻で光への赦免の宣旨が下る前段に、朱雀帝の皇子を紹介して「当帝の御子は、右大臣のむすめ、承香殿女御の御腹に男御子生まれたまへる」（明石・②二六一頁）とあるから、冷泉朝東宮の外祖父で、承香殿女御と後の鬚黒大将の父である人物が右大臣であることが知られる。左大臣位は、賢木巻のみで点描される「大宮の御兄弟の藤大納言」（賢木・②一二五頁）、つまり右大臣の子息で弘徽殿大后の兄弟であった藤大納言が就いていたものと考えられる。右大臣方の専横下、政治的不遇をかこつ左大臣が致仕した（賢木・②一三八頁）のち、その後を襲い就位したと思しい。先述のように、父右大臣が太政大臣に転じた時点が明示されていないため、藤大納言の任左大臣の時期も当然判然とはしないが、ともかくも父右大臣の任太政大臣に伴い左大臣となり、澁標卷において引き続きその地位をつとめていたと考えてよからう。

さすれば、光源氏の権大納言復位時点、および任内大臣時点での上席の太政官の構成は次のようになる。

明石巻	太政大臣 空位	左大臣 元藤大納言	右大臣 承香殿女御父	権大納言 光源氏
-----	------------	--------------	---------------	-------------

澁標卷	太政大臣 元致仕大臣	左大臣 元藤大納言	右大臣 承香殿女御父	内大臣 光源氏
-----	---------------	--------------	---------------	------------

そして、それぞれの氏は、元致仕大臣、元藤大納言は言うに及ばず藤原氏で、承香殿女御父も、既に息男が「承香殿の御兄弟の藤少将」（賢木・②一〇六頁）と点綴されていたことから藤原氏であることが間接的に示されていた。

以上から、早ければ（正官の大納言に他の源氏がいなければ）任権大納言時において、遅くとも任内大臣時において、光は源氏中最高官職に就位していることが明らかである。澁標卷において光源氏は源氏の筆頭公卿になっているのである。

二 源氏長者

各氏の最高官位にある者は氏長者であると一般には理解されている。しかし、源氏に関しては、さほど単純なものではなかったようである。源氏長者とは如何なる地位で、どのような血脈の者が任じられたのであろうか。次に、物語成立時までの源氏長者の歴史的沿革を概観しておきたい。

氏長者とは、大化以前からある氏族団の長としての氏上にその

淵源を求められる。氏上が、氏族団内部の統率者にとどまらず、勅許による公認を経ることで国家の政治体制との関係を有していたのと同様、八世紀末から氏長者とその呼称が変じてもその機能には変りがなく、むしろ氏族中最高官位の者を呼ぶ長者をもってその号としたところに、かえって国家との接合点の役割は強化されたと言われる。氏長者は、伴、高階、忌部、卜部、越智、菅原、和氣、橘、王、藤原、源など、各氏にあったことが確認され、その代表的権能としては、氏社・氏寺の祭祀、大学別曹の管理、氏爵の推挙の三点があつたとされる。つまり、氏長者は同氏族内において宗教、学問、人事を統べる者としてその権威が認められていたことになる。

賜姓源氏は、嵯峨天皇が朝廷経済圧迫への配慮から所生の御子三十二人を臣籍に下したことを嚆矢とし、その後平安時代に限っても、仁明、文徳、清和（二世）、陽成、光孝、宇多、醍醐、村上（二世）、後三条（二世）の各天皇の皇子（皇孫）が源姓を賜わり臣下に下っている。

現在史料から確認しうる最古の源氏長者は、『西宮記』卷十三（定源氏爵事）に「王卿中、以触弘仁御後人為長者、重明親王、参議等是也、彼時上有上臈源氏公卿」（二四〇頁）とある、重明親王と源等である。「弘仁」とは、嵯峨天皇治世の元号（八一〇―八二二）であるから、「弘仁御後」とは嵯峨天皇の血統を意味しており、筆頭公卿であるか否かに関わらず、嵯峨天皇の血脈にある王卿（源氏の公卿）であることが、源氏長者たる最重要要件となっていたことが知られる。これは、嵯峨源氏が皇親賜姓源氏の濫觴であつたことによるのであろう。

源等は、嵯峨源氏源弘の息男源希の子であり、天曆元年（九四七）に参議として初めて公卿に列し、以後天曆五年（九五二）に卒去するまで参議をつとめた嵯峨源氏最後の公卿である。いま一人の重明親王は、醍醐天皇の第四皇子で、嵯峨源氏でもなく、そもそも臣籍降下すらされていない。だが、竹内理三氏が推測している通り⁸⁾、重明は、嵯峨一世源氏源融の息源昇の女が生母であり、母方の血脈を遡源することにより氏長者たる正当性が例外的に認められたと推察される。重明親王は、源等卒去の天曆五年（九五二）から天曆八年（九五四）に自身が薨去するまで源氏長者の任にあつたかとひとまずは推測できる。

また、「彼時上有上臈源氏公卿」といういさか含みを持たせた表現は、源等が参議として源氏長者をつとめたと思われる期間には、上臈に源清蔭（陽成源氏）・源高明（醍醐源氏）・源兼明（醍醐源氏）・源庶明（宇多源氏）の四人が確認されるから（「公卿補任」）、『西宮記』の著者源高明自身が源等の上臈の公卿でありながら源氏長者の位になつたことを補足的に注したのもと思われる（天曆四年（九五〇）の源清蔭の卒去以降高明は源氏の筆頭公卿でもあつた）。

その高明自身、醍醐源氏ではあるが、嵯峨一世源氏源定の息源唱の女源周子が母であり、嵯峨源氏を外戚にもつのであつてみれば、源等卒去後、嵯峨源氏の公卿がいな中であつて、源氏長者の最適任者の一人であつたことは想像に難くない⁹⁾。だが、そうなる一つの疑問が生じる。重明親王、源高明ともに嵯峨三世源氏を母としてもつのであるなら、「王卿中」（前掲『西宮記』）から選任される原則に従えば、源等卒去のち源高明がその後を襲つて

もよいからである。兄重明親王（醍醐第四皇子）、弟源高明（醍醐第十皇子）という兄弟の順が考慮された可能性も考えられるが、それが「王卿中」という原則を破ってまで親王を任ずる理由になるかには少々疑問が残る。この件に関してはまた後に詳しく述べたい。

さて、『西宮記』の記述と以上の検討から源氏長者補任に関するいくつかの原則が明らかとなる。次に列記してみると、

① 嵯峨源氏

② 王卿（嵯峨源氏が複数公卿にある時は筆頭公卿）

③ 嵯峨源氏の公卿なき折は、外戚が嵯峨源氏の公卿または親王

ということになろうか。そして、後代に①から③の条件を満たす者がいなくなった折には、

④ 嵯峨源氏とは直接的に血脈的關係を有さない源氏の筆頭公卿

が任じられたものと考えられる。

次に、右記の条件をもとに、『公卿補任』により源氏長者になった可能性のある人物を、物語成立期までを下限として表にしてみると次のようになる。

表中に「？」を付した、源氏長者不明の期間に関して、先ほど保留した点も含めて、まずは触れておきたい。

⑤の期間に関しては、嵯峨源氏の公卿として、源直、源湛、源希、源昇の四名が源氏長者の候補者となるが、いずれも参議であるため、念のため保留しておいた。同官職で嵯峨源氏が列した際、何世源氏であるかが長者を決する要件となった可能性があるが、

	名	在位期間	在位時官職	出自
①	信	天長 八年 (831) - 天長 九年 (832)	参議	嵯峨
②	常	天長 九年 (832) - 仁寿 四年 (854)	中納言-左大臣	嵯峨
③	信	仁寿 四年 (854) - 貞観 十年 (868)	大納言-左大臣	嵯峨
④	融	貞観 十年 (868) - 寛平 七年 (895)	中納言-左大臣	嵯峨
⑤	?	寛平 七年 (895) - 昌泰 三年 (900)		
⑥	希	昌泰 三年 (900) - 延喜 二年 (902)	中納言	嵯峨
⑦	?	延喜 二年 (902) - 延喜十四年 (914)		
⑧	昇	延喜十四年 (914) - 延喜十八年 (918)	中納言-大納言	嵯峨
⑨	悦	延喜十九年 (919) - 延長 八年 (930)	参議	嵯峨
⑩	重明	延長 八年 (930) - 天慶 二年 (939)	親王	醍醐
⑪	?	天慶 二年 (939) - 天曆 元年 (947)		
⑫	等	天曆 元年 (947) - 天曆 五年 (951)	参議	嵯峨
⑬	?	天曆 五年 (951) - 天曆 八年 (954)		
⑭	高明	天曆 八年 (954) - 安和 二年 (969)	大納言-左大臣	醍醐
⑮	兼明	安和 二年 (969) - 貞元 二年 (977)	大納言-左大臣	醍醐
⑯	雅信	貞元 二年 (977) - 正暦 四年 (993)	右大臣-左大臣	宇多
⑰	重信	正暦 四年 (993) - 長徳 元年 (995)	右大臣-左大臣	宇多
⑱	時中	長徳 元年 (995) - 長保 三年 (1001)	権中納言-大納言	宇多
⑲	俊賢	長保 三年 (1001) - 寛仁 三年 (1019)	参議-権大納言	醍醐

この四名はいずれも二世源氏である。そうした場合、位階、年齢、同官職に就いた先後関係、父の一世源氏の兄弟の順、輿望など、いずれかの要素によって長者決定が図られたと思われるが、決定の要件を明らかにしない以上不明とするほかない。⑦も同様で、源湛、源昇が候補者だが、兩名とも同期間中参議のままである。

次に⑪⑬の期間だが、⑩⑪の期間は長く嵯峨源氏が公卿にいない期間であって、まず⑩に嵯峨源氏を外戚にもつ重明親王を推定した。先述の『西宮記』の記事に「重明親王、参議等是也」とあったことに改めて注意すると、旧例から先に並記したものと考える、重明親王の方が源等より先んじて氏長者となつていゝと推すべきであると考ええる。岡野氏は⑬に重明親王を当てるが、源等が卒去した天曆五年（九五二）には源高明は既に中納言の位にあり、やはり親王より源氏である高明の方が補されたとするのが穩当な処置ではなからうか。つまり、⑩の期間で嵯峨源氏の公卿が皆無となつた際の例外的措置として、嵯峨源氏を外戚とする重明親王が長者となつた先例に准拠して、同様の立場にある源高明の⑭（おそらく⑬も）での氏長者就位があつたと推測するのである。

残る⑮については、天慶二年（九三九）に源高明が参議に列しており、同じ三世嵯峨源氏を母に持つ重明親王と源高明のいずれが長者であつたか定かでない。公卿である高明にやや分があらうが、引き続き重明親王が任をつとめた可能性も捨てきれないので保留しておいた。

さて、上の表は『西宮記』の記述より源氏長者になつた可能性のある人物を推測し、列挙したものであるが、この中の誰が最初の源氏長者であつたのであろうか。

北畠親房の『職原抄』「源氏長者」の項には、源氏長者の資格として「為_二奨学院别当_一之人。即为_二長者_一」¹⁰とあり、奨学院别当の職が源氏長者と不可分な関係にあつたことが分かる。また、同書「奨学院别当」の項には「源氏公卿第一之人称_レ之。为_二納言_一之時多兼_二奨学院淳和両院_一。任_二大臣_一日。以_二淳和院_一与_二奪次人_一。於_二奨学院_一者猶带_レ之。是流例也。」とあり、源氏の筆頭公卿が納言の際には、淳和院・奨学院の别当を兼官するが、大臣になると淳和院别当職は次席の源氏に委譲され、奨学院别当のみをつとめたのである。淳和院别当職もまた源氏長者と関連を有することが明らかとなる。当然ながら、後代史料『職原抄』の記述をもつて平安時代の源氏長者を推すことには問題が残るが、他氏においても大学別曹の管理が長者の重要な職責であつたことに照らせば、『職原抄』の説は平安期に適用するにも一定の妥当性をもつものであると思われる。奨学院・淳和院の両院别当の設置時期を探れば、最初の源氏長者を推す手がかりとなるはずである。

淳和・奨学院の詳細に関しては、次節で触れるので、ここでは最初の源氏長者を推測するに必要な点にだけ言及するにとどめたいが、淳和院别当の設置は『日本三代実録』によれば、元慶五年（八八一）のことであり、奨学院も同年に創建されたという。奨学院が大学別曹となるのは、昌泰三年（九〇〇）の九月のことであり、おそらくはその時に别当も設置されたものと思われる。とすれば、淳和院别当設置は表中④の期間に含まれ、奨学院のそれは⑥の期間に相当する。最初の源氏長者は、両期間に嵯峨源氏の筆頭公卿であつた源融、源希を有力候補としながらも、当然それ以前から既存したものであつても差支えないから、①から⑥の

期間に嵯峨源氏の筆頭公卿であった者と考えて大過なからうと思
うのである¹⁵。

以上、源氏長者は、やむなき場合を除いて嵯峨源氏が就位する
ものとされ、なおかつその位が淳和院、奨学院両院の別当職と不
可分の関係にあることを見てきた。嵯峨源氏こそが賜姓源氏の源
流に位置し、源氏長者の正統な血脉であるという意識が、もはや
源氏長者が宇多・醍醐源氏などによってつとめられていたと思し
き物語成立期に、どこまで人々の記憶として残存していたのかは
遺憾ながら明らかにしえない。しかし、『西宮記』は後代まで重要
視された儀式書であるので、それは故実に明るい者たちの脳裏に、
ありし時代の遺風として刻まれていたとも考えられる。

さて、物語に目を戻すと、濬標巻で源氏の筆頭公卿となった光
源氏の姿には、源氏長者たるにふさわしい者として、その正統性
を賦与するかのよう¹⁶に、嵯峨源氏の面影が映発している。

華々しい政界復帰を遂げた光源氏は、住吉に願果しのために詣
でる。「いかめしき御歩きにて、世の中ゆすりて、上達部、殿上
人、我も我もつかうまつりたまふ」(濬標・②三〇二頁)という
源氏一行の威容は、折しも恒例の住吉参詣に来合わせた明石の君
の視線に寄り添いながら、次のように語られていた。

御車をはるかに見やれば、なかなか心やましくて、恋しき御
影をもえ見たてまつらず。河原の大臣の御例をまねびて、童
隨身を賜りたまひける、いとをかしげに装束き、角髪結ひて、
紫裾濃の元結なまめかしう、丈姿ととのひうつくしげにて十
人、さまことにかめしう見ゆ。(濬標・②三〇四頁)

「河原の大臣」とは、河原院に住んだ嵯峨一世源氏源融のことを

指す。源融が童隨身を賜ったことは現存史料からは確認されず、
物語の虚構かとも思われる。光がここで源融に准拠されることは、
融の嵯峨野の山荘栖霞観や六条の邸宅河原院と、松風巻に登場す
る嵯峨の御堂や少女巻で落成した六条院との関連で読み解かれて
いるが、改めてそれが濬標巻で語られることを重視するならば、
光の当座の位相を照らすものとしても機能している¹⁷と見るべきで
はなからうか。つまり、源氏の筆頭公卿となった光源氏に、長者
たる血脉の正統性を賦与するように、嵯峨一世源氏源融の姿が投
射されているとも読めるのである。濬標巻の光源氏は、源氏長者
としての相貌を呈して形象化されようとしているのではなかつた
か。

三 奨学院・淳和院と二条東院

源氏長者と奨学院・淳和院別当職が密接な関連を有しているこ
とは先述したが、次にその両院の沿革および機能について見てい
きたい。それらは源氏長者光源氏の造営した二条東院との聯関が
窺知されるのである。

奨学院は、元慶五年(八八二)平城天皇皇孫在原行平によって、
藤原氏の勸学院にならって、大学寮の南に皇族出身氏族の教育施
設として創建された。昌泰三年(九〇〇)九月に正式に大学別曹
(大学の付属機関)となり、応和三年(九六三)にはおそらくこの
期間源氏長者兼奨学院別当であったと思しい源高明(前掲表¹⁴)
によって、勸学院に准じて年官を賜るべき由が奏請され裁可され
ている¹⁸。賜姓源氏をはじめとして平氏など、広義の王氏の教育機
関として栄えた。まさに藤原氏に対抗する皇統一族の学問的拠点

として中心的な役割を担ってきたのであった。¹⁸⁾

さて、物語において、夕霧は光源氏の子として本来ならば四位となり、順風満帆に官人としての始発をするはずだったにもかかわらず、光の「大学の道にしばし習わざむの本意」（少女・③二一頁）により、六位からの学生生活を余儀なくされる。その光源氏の教育方針は、大宮との対面の折に、

高き家の子として、官爵心にかなひ、世の中さかりにおごりならひぬれば、学問などに身を苦しめむことは、いと遠くなむおほゆべかめる。戯れ遊びを好みて、心のままなる官爵にのほりぬれば、時に従う世人の、下には鼻まじろきをしつつ、追従し、気色とりつつ従ふほどは、おのずから人とおほえてやむごとなきやうなれど、時移り、さるべき人に立ちおくれ、世おとろふる末には、人に輕め侮らるるに、かかりどころなきことになむはべる。なほ才をもととしてこそ、大和魂の世に用ゐらるる方も強うはべらめ。さし当たりては心もとなきやうにはべれども、つひの世の重しとなるべき心おきてをならひなば、はべらずなりなむ後もうしろやすかるべきに
よりなむ。
(少女・③二一頁)

と、委曲を尽くして語られている。ここで明らかにされる光源氏の教育方針は、「つひの世の重しとなるべき」という言葉からも窺われる通り、濔標巻の宿曜の予言「中の劣り（夕霧）は太政大臣にて位を極むべし」（濔標・②二八五頁）と無縁ではない。光源氏は、ゆくゆくは国家の柱石たる太政大臣にのぼるべき夕霧に対して、親の威光による安易な立身ではなく、「才」を身につけ地に足のついた政治家となることを期待しているのである。濔標巻の予

言と少女巻の光源氏の教育方針は密接な関連を有している。

この記事に引き続き、「字つくることは、東の院にいたしましたふ」（少女・③二三頁）と、夕霧の大学入学のための字の儀が二条東院で挙行され、「うちつづき人学といふことせさせたまひて、やがてこの院の内に御曹司つくりて、まめやかに、才深き師に預けきこえたまひてぞ、学問せさせたてまつりたまひける」（少女・③二七頁）と、そのまま二条東院が夕霧の学問の場として定められたのであった。夕霧の本来の「里」（少女・③六七頁）である三条宮では「えもの習ひたまはじとて、静かなる所に籠めたてまつりたまへるなりけり」（少女・③二七頁）という光源氏の意図で、溺愛の祖母のもとから引き離されて強引に二条東院に据えられたのであった。

しかし、そもそも二条東院は夕霧の学問所として造営されたものではなかったはずである。「かしこき筋にもなるべき人のあやしき世界にて生まれたらむは、いとほしくかたじけなくもあるべきかな、このほど過ぐして迎へてん、と思して、東の院急ぎ造らすべきよしもよほし仰せたまふ」（濔標・②二八六頁）と語られているように、それは、先述の予言の「帝、后かならず並びて生まれたまふべし」（濔標・②二八五頁）をもとに、実子冷泉帝の即位で予言実現への確信を抱いた光が、後に后になる明石の姫君の出自に瑕瑾なきよう、都に迎えるためのものであったはずである。さすれば、前記の大宮を前に滔々とその教育方針を語る光源氏の長広舌は、予言をもとに後に后となる明石の姫君のために修造を急がせたその邸を、再度予言を想起させながら、将来が囑望される夕霧の学問所としても想定してあったかのように語りなし、物語が邸宅の役割を巧みに据え直すためにも必要とされたものであつ

たといえよう。

だが、そもそも二条東院が夕霧の学問の場となることは、いささか奇異なことである。その点に関して、かつて増田繁夫氏は興味深い指摘をしている。¹⁹⁾

後世藤原氏をはじめとする各氏族が、その氏の学生のために寄宿舎を建てて経済的援助をするようになり、九世紀以後それが大学寮の別曹として認められるようになると、学生たちはそこから大学寮に通った。藤原氏の勸学院、橘氏の学官院などがそれで、夕霧は源氏であるから、普通ならば在原行平の創設した奨学院に他の王氏の子弟とともに寄宿するはずなのである。だが光源氏の子ということで、父の屋敷に曹司するという特別の扱いになったのであろう。

増田氏は、夕霧が奨学院に寄宿せず、光の私邸二条東院で学問を行なうことに疑問を呈している。そして、それが光源氏の子であることによる特別扱いのゆえとしたのであった。しかし、前節までに確認したように、光源氏が氏長者であり、子息夕霧が寄宿すべき奨学院の別当をつとめる位にあつたことを考え合わせるならば、自ずと新たな読みが求められてくるはずである。つまり、二条東院は奨学院の代替的な機能を帯びているのであって、それが奨学院別当をつとめているであろう源氏長者光源氏によって管理されているのである。そこには、王氏の統率者として氏族の教育の振興に参与した源氏長者の権能が、私的な場によってもどかれ、公的な職責を私的空間に篡奪する光源氏の逸脱したありかたこそを窺知すべきではあるまいか。

次に、淳和院について話を移したい。

淳和院は、もと淳和天皇の離宮でその在位中から後院に定められた。仁明天皇への讓位もこの邸において行なわれ、承和七年（八四〇）淳和上皇は当所で崩御した。崩御後は、生前から同居していた皇太后正子内親王が出家し、廢太子恒貞親王とともに引き続き居住する。貞観十六年（八七四）には火災に遭うが、再建後内親王は同所を仏道修行の道場とし、日頃より祇候してきた尼僧を住まわせたという。内親王の崩御後も、その遺志は恒貞親王によって受け継がれ、元慶五年（八八一）の淳和院に公卿別当を置くことを請う前記の親王の奏言から、広く都の僧尼の安住の場として機能していたことが窺われる。源氏長者が別当職にあつたことからして、おそらくは王統を中心とした尼たちの住まいとなつていたものと思われる。淳和院は源氏の尼僧の宗教的拠点であつたのである。

閨屋巻において、おそらくは帝都帰還の願果しのために石山寺に向つていた光源氏は、任果てた夫常陸介に伴つて帰京中の空蟬と久方ぶりの邂逅を果す。帰京後まもなく夫と死別した空蟬は、「昔よりすき心ありて少し情がりける」（閨屋・②三六四頁）継子河内守の懸想に耐えかね、人に知らせず密かに出家し尼となった。その後の空蟬の消息は明示されず、「おのれを厭ひたまふほどに、残りの御齡は多くものしたまふらむ、いかでか過ぐしたまふべき」（閨屋巻・②三六四―三六五頁）との河内守の言で巻は閉じられる。閨屋巻と対になる蓬生巻末では末摘花のその後が「二年ばかりこの古宮にながめたまひて、東の院といふ所になむ、後は渡したてまつりたまひける」（蓬生・②三五五頁）と予示されていたことを考え合わせると、河内守の最後の言は空蟬の二条東院入りを

匂わせる響きをもつのであった。

その後、空蟬は玉鬘巻での正月用の衣配りにおいて再登場するが、そこでは二条東院に住まう末摘花、六条院冬の町に居住する明石の君、空蟬という順に光源氏が贈った装束が語られており、空蟬がその時点でどこに居住しているのかは判然としない。空蟬の居所が明らかになるのは、最後の登場箇所となる初音巻においてである。

空蟬の尼衣にもさしのぞきたまへり。うけばりたるさまには
あらず、かこやかに局住みにしなして、仏ばかりに所得させ
たてまつりて、行ひ勤めけるさまあはれに見えて、経、仏の
飾り、はかなくしたる関伽の具なども、をかしげになまめか
しく、なほ心ばせありと見ゆる人のけはひなり。

(初音・③一五五―一五六頁)

二条東院で仏道に専心する空蟬の姿が、光源氏の視線を通して象られている。すでに、「東の院に離れたまへる御方々」(初音・③一五二頁)や「行ひの方の人はその紛れなく勤め」(初音・③一五三頁)などというように、複数表現によって末摘花の他にも東院居住者がいることを婉曲的に示したり、それが仏門の人であることを明かしたりと、空蟬の二条東院住まいが知れる前掲箇所までには周到に意が用いられていることに気付かされる。関屋巻ではその後の消息を不問に付し、玉鬘巻ではどこにいるとも知れぬまま元日の晴着が贈られ、初音巻にいたっても徐々に婉曲的表現でもって二条東院入りが明かされる空蟬と、蓬生巻末で早々と二条東院入りが予示される末摘花との間には、語りの位相差がある。それはおそらく、いやしくも光源氏の愛人である末摘花に対し

て、後家とはいえ、もはや出家の身である空蟬には、今さら光源氏の邸宅に住むべき根柢が希薄であるからに違いない。その不自然さを韜晦するかのように、物語は空蟬の東院入りを漸次明かしていくようなかたちをとっているのではあるまいか。

三田村雅子氏は、空蟬が世間では密通を知られていないにもかかわらず二条東院に住まう理由について、源氏の家の出身で光の親戚筋にあたる可能性を指摘している²²。首肯すべき見解であると考えられるが、それならば、源氏の尼僧にはその居住施設として淳和院があるはずであり、河内守の懸想により転居するならば、なぜそこに住まわないかということが問題になろう。空蟬尼君居住に關しても、二条東院は、源氏長者の管領する僧尼施設淳和院の公的な機能を、私邸によって代行しており、源氏長者の宗教的権能を私的空間に賦活していると考えられるのではあるまいか。

物語には、その「描かれざる部分²³」として奨学院も淳和院も存在するに違いない。だが、それらについては描かれることはなく、その学問的、宗教的トボスとしての機能は、まさにそれらを管轄すべき氏長者光源氏その人によって、擬制的に私的空間二条東院に再現されているのではなからうか。それは源氏長者の本来の権能から逸脱した越権的な営為であったと言えるよう。

四 二条東院から六条院へ

氏長者に共通する職責として、氏社・氏寺の祭祀、大学別曹の管理、氏爵の推挙の三点が挙げられることは既に述べた。だが、氏長者に期待される役割とはそれらに限ったことではあるまい。淳和院への公卿別当創設を請う恒貞親王の奏言に「為_レ京城尼不_レ

能「自存」者」とあるように、同氏族内での貧困者を救済するような責務をも果たしたであろうことは想像に難くない。藤原氏の病者、貧者救済施設である施薬院が、藤氏長者の管掌であったことなどからも、そのことは自ずと得心されよう。

だが、平安中期までの源氏（王氏）の残存する日記が僅少であることもあり、実際に源氏長者が同氏族の生活困窮者に対して如何なる扶養を行なったかを知ることが容易ではない。氏としての結束力はあまり強固なものではなかったかとも言われる源氏ではあるが、『吏部王記』の次の記事は注目に値するものであると思われる。

中務卿親王召寺主延賀、仰先可申親王以下諷誦之由、延賀即持所々誦經文來呈之、中務卿親王相定分為四度、親王等第一、次内親王、次男女源氏、次女御、就中無允明源（氏）諷誦、余諮中務卿親王（云、先日親王）源氏奉送鑄鐘料之時、此源氏猶不奉送、諸人以為嗤笑、今此度又不奉仕諷誦者、如遺天下嗤、雖為彼恥辱、即余等同无面目、自今欲相代奉仕如何、答云、誠可給憐、唯如是人事、或覆致彼人怨、唯鑄鐘料功畢後奉送之、報云、独被怨一人耳、致天下嗤非義也、余有外戚之便歟、為彼家奉修之、答云、所陳甚叶義理、其施物与汝共奉送耳、中務卿親王即求紙筆、秘密手書彼家誦經文

（承平元年九月二十九日条）²⁵

かつて亡き文帝供養のために寄進する醍醐寺鑄鐘料を親王や源氏が奉った際に、源允明（醍醐第十三皇子）は恐らくは経済的窮迫により奉送することが出来ず、人々の嘲笑を買ったが、この度醍醐天皇の一周忌法要にあたって、再び笑いの的となることがなき

よう、『吏部王記』の記主重明親王（醍醐第四皇子）が兄中務宮代明親王（醍醐第三皇子）と相諮って、諷誦文の代筆と布施の代行をするのである。

もちろん、源允明に対する重明親王の援助は、義理人情に厚い親王の個人的資質に理由を求めるところも出来ようが、承平元年（九三一）というのはまさに重明親王が源氏長者であった可能性が濃厚な期間であること（前掲表中⑩）も勘案すれば、源氏の長者としての自覚が親王の厚情の背景にあったとも考えられるのである。同様に、三年後の承平四年（九三四）の允明の元服の儀においても、重明親王は代明親王と相談し、万事執り行ったことを『吏部王記』に記している。

これらは源氏長者による同氏族の貧者救済の一傍証に過ぎぬが、そうした責務を担った可能性は見据えておいてよいように思われる。

さて、そもそも二条東院は花散里のような「心苦しき人々」（濔標・②二八五頁）を集住させる邸宅として修築されたのであった。その後宿曜の予言が明かされ、将来の後候補明石の姫君を迎える目的で、修造が急がれたことは先述した。また、「かの五節を思し忘れず（中略）心やすき殿造りしては、かやうの人集へても、思ふさまにかしづきたまふべき人も出でものしたまはば、さる人の後見にもと思す」（濔標・②二九九頁）とあるように、明石の姫君の後見として五節の入居も予定されていることが語られている。²⁶蓬生巻では、末摘花が後に東院入りしたことが予示されていた。

その後松風冒頭でようやく完成した二条東院は、

東の院造りたてて、花散里と聞こえし、移ろはしたまふ。西

の対、渡殿などかけて、政所、家司など、あるべきさまにおかせたまふ。東の対は、明石の御方と思しおきてたり。北の対はことに広く造らせたまひて、かりにてもあはれと思して、行く末かけて契り頼めたまひし人々集むべきさまに、隔て隔てしつらはせたまへるしも、なつかしう見どころありてこまかなり。寝殿は塞げたまはず、時々渡りたまふ御住み所にして、さる方なる御しつらひどもしおかせたまへり。

(松風・②三九七頁)

と、ここにいたって邸宅内の人物の配置も明かされる。寝殿Ⅱ光の仮住まい、西の対Ⅱ花散里、東の対Ⅱ明石の君、北の対Ⅱ愛人たち、と配するのが当面の目算であった。北の対の「かりにてもあはれと思して、行く末かけて契り頼めたまひし人々」には、五節などが想定されているのであろう。東の対に入居が期待された明石の君は、度重なる源氏の徳憑にもかかわらず、大塚の地に留まり続け、結局明石の姫君のみが二条院の紫の上のもとに引き取られたのであった。

整理すると、二条東院に迎えることが予定されていた人物は、花散里・明石の姫君・五節・明石の君の四名で、結果的に一時的にでも東院の住人となったことが明らかなのは、末摘花、花散里、夕霧、空蟬であった。

居住（予定）者の「氏」を確認しておく、夕霧、明石の姫君は当然源氏で、末摘花は王氏もしくは源氏、空蟬は出家後の二条東院入りにより源氏である可能性が暗示される。残る明石の君、花散里、五節については、その氏は不明というほかないが、わずかに明石の君に関しては、父入道が自家の箏の琴の奏法の相承に

ついて語る段に「なにがし、延喜の御手より弾き伝へたる。こと三代になんなりはべりぬるを（中略）あやしうまねぶ者（明石の君）のはべるこそ、自然にかの前大王の御手に通ひてはべれ」（明石・②二四二頁）とあり、明石尼君の血脈に関しても「母君の御祖父、中務宮と聞こえける」（松風・②三九八頁）と設定されていることからして、王統流に属した可能性が高い。²⁷

氏の不明な者がいる以上、二条東院が創建当初から皇統の血をひく者たちの集住の場として建造されたことまでは極言しかねるが、それが氏長者就位から間を置かず造営されること、「院の御処分」（濡標・②二八四―二八五頁）、つまり院から伝領した邸宅を改築していることなどからは、そうした読みの土壌を醸成しうることも無下に否定しえないであろう。

濡標巻で光源氏は源氏中最高官職に就き、源氏の筆頭公卿となった。そこでの光源氏には、正統な源氏長者の血統たることを明かすように嵯峨源氏源融の姿が投影されている。桐壺院から伝領した邸宅を改修した、源氏長者の営む邸宅二条東院には、源氏を中心に王統に列なる、光源氏の「御蔭に隠れたる人々」（初音・③一五七頁）が多く庇護されていたと思われる。

後宮を模したとも評される、より理念化した空間六条院の造営により、もはやその邸宅としての意義を失したかに見える二条東院は、まさにその最後（少女巻・初音巻）において、俄に教育的、宗教的なトポスとして源氏長者の権能を逸脱した相貌を呈している。それは、漸次臣下としての存在を逸脱し、徐々に王者性を顕現していく六条院世界での光源氏像の、過渡的な段階を示すものとして把握しうるのではなからうか。

結

最後に、本論では扱わなかった点にも付言しながら総括とした。
い。

『小右記』長和二年（一〇一三）七月十二日条に、源氏長者の権能を窺わせる次のような記事がある。

右兵衛督（憲定）、来云、有女子、年十八、皇太后宮以広業朝臣類有可令参入之仰、依不甘心、云合源中納言（俊賢）、答云、事雖不宜、至有仰事何為乎、取案内可示者、其後納言云、猶有可令参入之仰、可啓可然之時可令参之由者、縁可有物啓只可令参之由、為之如何、為言合斯事所来也者、縁可有物聞、不答左右、一家事只可在彼納言之指帰、以此趣相示了

（長和二年七月十二日条）

右兵衛督源憲定（村上天皇孫・為平親王男）が、皇太后宮彰子より出仕の要請があった十八歳の女の処遇に関して、記主実資のもとに相談に来ている。憲定の語るところによると、先に源俊賢に相談したところ結局出仕を勧められたため、重ねて実資のもとに助言を求めに来たという。

憲定が実資に相談するのは、憲定の姉妹である婉子女王（花山天皇女御）が、天皇退位後、実資室となった縁故によるのである。俊賢に相談したのは、俊賢が現在皇太后宮大夫の任にあるためとも考えうるが、その場合当座の職務に応じた呼称をすることが古記録の常であることからして、記主実資が俊賢を「皇太后宮大夫」ではなく「源中納言」と記していることが気にかかる。また、「一家事只可在彼納言之指帰」という物言いも、腑に落ちない。

「一家事只可在彼納言之指帰」とは、大日本古記録本が頭書するように「源氏ノ事俊賢之指帰ニアリ」の意味に解されるのではなかろうか。いみじくも長和二年（一〇一三）は、俊賢が源氏長者であったと推察される時期に相当しており（前掲表¹⁹）、そうすれば呼称についても納得されると思うのである。

もし俊賢への相談が源氏長者であることによるものであったとするならば、源氏長者は源氏の子女の出仕にまで口入れするような権能を有したことになるろう。

如上のことが仮に認められるとするならば、六条御息所による光への前齋宮の遺託は、私的な愛人関係のみならず、源氏長者としての公的な職責をも背景に考慮してもよいのかもしれない。氏長者光源氏こそは、後見をなくした源氏（内親王）の女を託すに最適な人物であった可能性があるからである。

従来、光源氏の私的な行為と考えられてきた、二条東院造宮、東院での夕霧の教育・空蟬尼君の居住、前齋宮への後見などが、氏長者という位を背景に据えてみた時、公的な権能による、もしくはそれから逸脱する営為として、把握することができると可能性について考えてきた。

源氏長者に就位したことが明示されることこそないものの、遷標卷や少女巻において、太政大臣と頭中將率いる藤原氏、式部卿宮が代表する宮家、そして光源氏の源氏家の、後宮政策を中心としたいささか書き割りのな三つ巴の覇権争いを見れば、一源氏家であることを越えて、源氏の総代として光源氏が象られていることは容易に見てとれる。

帝都復帰後の光源氏の官職に関する論考は枚挙に遑がないが、

表向きの官職だけでなく、描かれざる源氏長者としての在り方にも注意を喚起したかった次第である。

注

- (1) 引用は、新編日本古典文学全集『源氏物語』（小学館・一九九四年三月—一九九八年四月）により、巻名・巻数・頁数を記し、適宜私に人物注などを施した。
- (2) 高橋和夫「二条院と六条院—源氏物語における構想展開の過程について—」（『源氏物語の主題と構想』桜楓社・一九七一年十月、初出は『国語と国文学』一九五一年九月）その後の二条東院をめぐる研究史に関しては、原岡文子「光源氏の邸—二条東院から六条院へ—」（『源氏物語の人物と表現 その両義的展開』翰林書房・二〇〇三年五月、初出は『東京女子大学日本文学』一九八四年三月）に簡便な整理がある。
- (3) 『律令』職員令「太政大臣一人 右師二範一人。儀二形四海一。経レ邦論レ道。変ニ理陰陽。無ニ其人一則闕。」
- (4) 坂本共展「明石姫君構想とその主題」（『源氏物語構成論』笠間書院・一九九五年十月）付載の「冷泉即位後補任」、福長進「少女巻の朱雀院行幸」（『むらさき』第四四輯・二〇〇七年十二月）も同様の補任を想定する。
- (5) 竹内理三「氏長者」（『律令制と貴族政権 第二部』御茶の水書房・一九五八年一月、初出は『史淵』六三号・一九五四年十一月）
- (6) 林陸朗「賜姓源氏の成立事情」（『上代政治社会の研究』吉川弘文館・一九六九年九月）
- (7) 引用は、新訂増補故実叢書『西宮記』（明治図書出版・一九五二年十二月）により、頁数を記した。
- (8) 前掲注(5) 竹内論文
- (9) 岡野友彦「源氏長者の淵源について」（『中世久我家と久我家領荘園』続群書類完成会・二〇〇二年十月）、同氏『源氏と日本国王』（講談社・二〇〇三年十一月）
- (10) 前掲注(9)
- (11) 引用は、『新校群書類従 第四卷』（内外書籍・一九三二年七月）による。
- (12) 「无品恒貞親王奏言。淳和院。（中略）請水置公卿別当。令レ其檢校。詔聽レ之」（『日本三代実録』元慶五年十二月十一日条）引用は、新訂増補国史大系『日本三代実録』（吉川弘文館・一九八一年四月）による。
- (13) 「以煥学院。為ニ大学寮南曹」（『日本紀略』昌泰三年九月某日条）引用は、新訂増補国史大系『日本紀略』（吉川弘文館・一九七九年一月）による。
- (14) 西村健太郎「源氏長者と氏爵—平安期における賜姓源氏の展開をめぐって—」（『ヒストリア』第二六八号・二〇一八年六月）、岡野友彦「源氏誕生」（『源氏長者 武家政権の系譜』吉川弘文館・二〇一八年十月）は、『新撰姓氏録』で源信が「戸主」となる記述があることから、最初の源氏長者を源信と推す。しかし、岡野氏も述べられる通り、当年六歳の源信を「戸主」としたことは、兄弟の「代表者」とした程度のこととして捉え、ここでは源信も初代源氏長者であった可能性のある一人として扱って留めておく。
- (15) 「非執権之人賜隨身之例、左大臣融例」（『小右記』長徳元年四月五日条）なる記事はわずかに関係をうかがわせるが、「童隨身」ではない点で物語と異なる。引用は、大日本古記録『小右記』（岩波書店・一九五九年三月）による。
- (16) 土方洋「六条院の光と影—テキスト論の視座から—」（『源氏物語のテキスト生成論』笠間書院・二〇〇〇年六月、初出は『国

語と国文学』第六〇号十二卷・一九八三年十二月)

- (17) 「大納言高明卿申下奨学院申准三勸学院」可給三年官之申文。依「請被」下三官旨。」(『日本紀略』応和三年十二月十四日) なお、奨学院の創建、中興の立役者が、ともに光源氏の准拠される人物であることも興味深い。在原行平に関しては、「おはすべき所は、行平の中納言の藻塩たれつつわびける家居近きわたりなりけり。」(須磨・②一八七頁)、「須磨には、いと心づくしの秋風に、海はすこし遠けれど、行平の中納言の、関吹き越ゆると言ひけん浦波、夜々はげにいと近く聞こえて、またなくあはれなるものはかかる所の秋なりけり。」(須磨・②一九八―一九九頁)とある。源高明については、光が須磨に出生した「三月二十日あまりのほどになむ都離れたまひける。」(須磨・②一六三頁)は、安和二年(九六九)三月二十六日の高明左遷を踏まえている。
- (18) 桃裕行「平安時代初期の大学寮の盛容と大学別曹の設立」(『桃裕行著作集 第一巻 上代学制の研究(修訂版)』思文閣出版・一九九四年六月)
- (19) 増田繁夫「大学寮」(秋山虔・木村正中・清水好子編『講座源氏物語の世界 第五集 少女と真木柱巻』(有斐閣・一九八一年八月)
- (20) 「以淳和院」為「道場。不改」院号。安「置平生侍」左右之「尼上」(『日本三代実録』元慶三年三月二十三日条) なお、淳和院については、山本崇「淳和院考―平安前期の院について―」(『立命館史学』二十号・一九九九年十一月)に詳しい。
- (21) 「淳和院。縁三先太后遺旨。為下京城尼不能三自存者上。所三依止二也。」(『日本三代実録』元慶五年十二月十二日条)
- (22) 三田村雅子「(衣)―染める・縫う・贈る」(藤原克己・三田村雅子・日向一雅『源氏物語』におう、よそおう、いのる』ウェッジ・二〇〇八年五月)
- (23) 玉上琢彌「源氏物語の構成―描かれたる部分が描かれざる部分によって支えられていること―」(『源氏物語研究 源氏物語評釈別巻一』角川書店・一九六六年三月、初出は『文学』一九五二年六月号)
- (24) 宇根俊範「氏爵と氏長者」(坂本眞三編『王朝国家国政史の研究』吉川弘文館・一九八七年三月)
- (25) 引用は、史料纂集「更部王記(統群書類従完成会・一九七四年七月)なお、今野鈴代「もう一人の源氏―允明の場合―」(『国語国文』九〇四号・二〇〇九年十二月)も、同記事について触れている。
- (26) 「思ふさまにかしづきたまふべき人」に関しては、つとに森一郎「二条東院造管―思ふさまにかしづきたまふべき人も出でものしたまはば」(『濛標巻』をめぐって)、『源氏物語の方法』桜楓社・一九六九年六月、初出は『甲南国文』一九六八年一月)が、養女として玉鬘が構想されていることを主張した。また、高橋亨「可能態の物語の構造―六条院世界の反世界―」(『源氏物語の対位法』東京大学出版会・一九八二年五月、初出は『日本文学』一九七三年十月)は、紫の上が子供を出生することが示唆されているとして、夕霧との密通の可能性を読む。今井上「光源氏論―濛標巻「思ふさまにかしづき給ふべき人」をめぐって―」(『源氏物語 表現の理路』笠間書院・二〇〇八年六月、初出は『人物で読む源氏物語 光源氏Ⅰ』勉誠出版・二〇〇五年六月)も再考を促したように、明石の姫君のことを指すと考えるのが適切ではなからうか。
- (27) 秋山虔「桐壺帝と桐壺更衣」(秋山虔・木村正中・清水好子編『講座源氏物語の世界 第一集 桐壺巻夕顔巻』有斐閣・一九八〇年九月)
- (きのした しんすけ／福岡大学附属大濠中学校・高等学校教諭)